（その1）

千葉県選挙管理委員会 30.3.30 千選管第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書（平成29年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）（にほんきょうさんとうちばけんいいんかい）

1 政治団体の名称　日本共産党千葉県委員会

2 主たる事務所の所在地　千葉市中央区新千葉3-16-15

3 代表者の氏名　浮揚　幸裕

4 会計責任者の氏名　松田　義明

問合せ先

（担当者）大西　航

（電話）043-241-4251

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第19条の7第1項）
☐ 第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第2号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
(1) この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 0 0 5 4 0	2 9	3 0 0 3 3 0	¥84,725,812

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）　注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①+②）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	1	0		435,	436,	140
①（前年からの繰越額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	2	0		43,	604,	928
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）・・・・・・・・・・	0	3	0		391,	831,	212
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）・・・・・・・・・・	0	4	0		350,	710,	328
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）・・・・・・・・・・・・・・・	0	5	0		84,	725,	812

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	6	0		35,	859,	827
員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	7	0			89,	566人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0		42,	206,	466	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）+（イ）+（ウ）	1	2	0		42,	206,	466	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0					内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B （ア＋イ）	1	5	0		42,	206,	466	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党中央委員会	18,672,644	H29.1.31	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
			〃	17,269,206	H29.2.28	〃	
			〃	17,672,669	H29.3.31	〃	
			〃	17,723,985	H29.4.28	〃	
			〃	16,958,675	H29.5.31	〃	
			〃	17,510,899	H29.6.30	〃	
			〃	16,860,717	H29.7.31	〃	
			〃	17,385,446	H29.8.31	〃	
			〃	17,389,111	H29.9.29	〃	
			〃	47,516,195	H29.10.31	〃	
			〃	17,056,122	H29.11.30	〃	
			〃	16,927,021	H29.12.29	〃	
8	0	0	この頁の小計	238,942,690			
9	0	0	合計 F				

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県中部地区委員会	1,112,930	H29.1.31	千葉市花見川区検見川町5-255-１	
			〃	1,012,631	H29.2.28	〃	
			〃	1,570,721	H29.3.31	〃	
			〃	1,012,535	H29.4.28	〃	
			〃	1,002,257	H29.5.31	〃	
			〃	2,167,886	H29.6.30	〃	
			〃	2,748,881	H29.7.31	〃	
			〃	975,963	H29.8.31	〃	
			〃	1,338,542	H29.9.29	〃	
			〃	1,781,600	H29.10.31	〃	
			〃	1,096,311	H29.11.30	〃	
			〃	2,396,985	H29.12.29	〃	
8	0	0	この頁の小計	18,217,242			
9	0	0	合計 F				

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県西部地区委員会			704,	610	H29. 1. 31	船橋市二和東6-41-20	
			〃			749,	464	H29. 2. 28	〃	
			〃			918,	029	H29. 3. 31	〃	
			〃			760,	499	H29. 4. 28	〃	
			〃			802,	523	H29. 5. 31	〃	
			〃			673,	953	H29. 6. 30	〃	
			〃			749,	898	H29. 7. 31	〃	
			〃			967,	853	H29. 8. 31	〃	
			〃		1,	162,	888	H29. 9. 29	〃	
			〃		1,	743,	704	H29. 10. 31	〃	
			〃		1,	164,	648	H29. 11. 30	〃	
			〃		2,	136,	758	H29. 12. 29	〃	
8	0	0	この頁の小計		12,	534,	827			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会			321,	325	H29. 1. 31	市川市八幡2-8-2	
			〃			327,	325	H29. 2. 28	〃	
			〃			301,	050	H29. 3. 31	〃	
			〃			940,	455	H29. 4. 28	〃	
			〃			388,	950	H29. 5. 31	〃	
			〃			354,	525	H29. 6. 30	〃	
			〃			466,	125	H29. 7. 31	〃	
			〃			360,	150	H29. 8. 31	〃	
			〃			570,	775	H29. 9. 29	〃	
			〃			936,	796	H29. 10. 31	〃	
			〃			429,	465	H29. 11. 30	〃	
			〃			516,	730	H29. 12. 29	〃	
8	0	0	この頁の小計			5, 913,	671			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会			612,	091	H29.1.31	松戸市千駄堀1810-2	
			〃			516,	342	H29.2.28	〃	
			〃			776,	327	H29.3.31	〃	
			〃			711,	390	H29.4.28	〃	
			〃			505,	285	H29.5.31	〃	
			〃			621,	334	H29.6.30	〃	
			〃			711,	969	H29.7.31	〃	
			〃			723,	456	H29.8.31	〃	
			〃			929,	772	H29.9.29	〃	
			〃		1,	351,	692	H29.10.31	〃	
			〃			906,	339	H29.11.30	〃	
			〃			510,	296	H29.12.29	〃	
8	0	0	この頁の小計		8,	876,	293			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県東葛地区委員会			654,	718	H29. 1. 31	柏市増尾台1-2-16	
			〃			572,	343	H29. 2. 28	〃	
			〃			740,	595	H29. 3. 31	〃	
			〃		1,	250,	263	H29. 4. 28	〃	
			〃			495,	824	H29. 5. 31	〃	
			〃		1,	580,	730	H29. 6. 30	〃	
			〃			631,	299	H29. 7. 31	〃	
			〃			835,	051	H29. 8. 31	〃	
			〃			474,	593	H29. 9. 29	〃	
			〃		1,	888,	405	H29. 10. 31	〃	
			〃		1,	789,	283	H29. 11. 30	〃	
			〃			734,	908	H29. 12. 29	〃	
8	0	0	この頁の小計		11,	648,	012			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県印旛地区委員会			241,	749	H29. 1. 31	佐倉市鏑木町487-5	
			〃			275,	097	H29. 2. 28	〃	
			〃			803,	265	H29. 3. 31	〃	
			〃			238,	443	H29. 4. 28	〃	
			〃			215,	568	H29. 5. 31	〃	
			〃			718,	557	H29. 6. 30	〃	
			〃			237,	475	H29. 7. 31	〃	
			〃			298,	649	H29. 8. 31	〃	
			〃			813,	000	H29. 9. 29	〃	
			〃			732,	188	H29. 10. 31	〃	
			〃			417,	021	H29. 11. 30	〃	
			〃			131,	537	H29. 12. 29	〃	
8	0	0	この頁の小計		5,	122,	549			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県北部地区委員会			199,	481	H29. 1. 31	旭市ロ1404-1	
			〃			108,	587	H29. 2. 28	〃	
			〃			496,	971	H29. 3. 31	〃	
			〃			147,	317	H29. 4. 28	〃	
			〃			111,	401	H29. 5. 31	〃	
			〃			243,	618	H29. 6. 30	〃	
			〃			208,	439	H29. 7. 31	〃	
			〃			231,	168	H29. 8. 31	〃	
			〃			746,	830	H29. 9. 29	〃	
			〃			124,	226	H29. 10. 31	〃	
			〃			125,	534	H29. 11. 30	〃	
			〃			523,	876	H29. 12. 29	〃	
8	0	0	この頁の小計			3, 267,	448			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県東部地区委員会			298,	245	H29. 1. 31	茂原市高師571-6	
			〃			276,	483	H29. 2. 28	〃	
			〃			382,	223	H29. 3. 31	〃	
			〃			305,	147	H29. 4. 28	〃	
			〃			254,	114	H29. 5. 31	〃	
			〃			439,	153	H29. 6. 30	〃	
			〃			546,	856	H29. 7. 31	〃	
			〃			331,	063	H29. 8. 31	〃	
			〃			571,	960	H29. 9. 29	〃	
			〃			640,	966	H29. 10. 31	〃	
			〃			265,	145	H29. 11. 30	〃	
			〃			902,	938	H29. 12. 29	〃	
8	0	0	この頁の小計		5,	214,	293			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県南部地区委員会			198,	545	H29. 1. 31	木更津市新宿12-9	
			〃			175,	845	H29. 2. 28	〃	
			〃			481,	790	H29. 3. 31	〃	
			〃			152,	231	H29. 4. 28	〃	
			〃			159,	522	H29. 5. 31	〃	
			〃			192,	370	H29. 6. 30	〃	
			〃			181,	952	H29. 7. 31	〃	
			〃			471,	842	H29. 8. 31	〃	
			〃			149,	893	H29. 9. 29	〃	
			〃			370,	070	H29. 10. 31	〃	
			〃			284,	235	H29. 11. 30	〃	
			〃			746,	230	H29. 12. 29	〃	
8	0	0	この頁の小計		3,	564,	525			
9	0	0	合計 F		313,	301,	550			

（その６）

（６）その他の収入

	摘要	金額	収入年月日	備考
800	この頁の小計	0		
810	１件10万円未満のもの	463,369		→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。
900	合計 G	463,369		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			加藤　英雄		2,	700,	000		柏市豊四季台2-1-42-204	県議会議員	
						500,	000	H29. 4. 25			
					1,	200,	000	H29. 7. 25			
					1,	000,	000	H29. 12. 25			
			丸山　慎一		2,	700,	000		船橋市本町7-21-6-709	県議会議員	
						500,	000	H29. 4. 25			
					1,	200,	000	H29. 7. 25			
					1,	000,	000	H29. 12. 25			
			岡田　幸子		2,	700,	000		市川市八幡1-18-16	県議会議員	
						500,	000	H29. 4. 25			
					1,	200,	000	H29. 7. 25			
					1,	000,	000	H29. 12. 25			
8	0	0	この頁の小計		8,	100,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			寺尾　賢	2,700,000		千葉市花見川区畑町868-4	県議会議員	
				500,000	H29.4.25			
				1,200,000	H29.7.25			
				1,000,000	H29.12.25			
			三輪　由美	2,700,000		松戸市八ヶ崎2-13-5-701	県議会議員	
				500,000	H29.4.25			
				1,200,000	H29.7.25			
				1,000,000	H29.12.25			
			大槻　厚志	60,000		船橋市西習志野3-20-4	弁護士	
				30,000	H29.8.4			
				30,000	H29.12.29			
8	0	0	この頁の小計	5,460,000				
8	1	0	その他の寄附		→	※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計		→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			遠藤　和孝		25,000		印西市大森4450-105	無職	
					5,000	H29.7.26			
					5,000	H29.9.27			
					5,000	H29.10.17			
					5,000	H29.11.16			
					5,000	H29.12.30			
			小柴　玲子		1,020,000		千葉市稲毛区小仲台7-3-1ルネ稲毛フォレスタ棟918号	無職	
					1,000,000	H29.12.25			
					20,000	H29.12.30			
			小松　実		630,000		千葉市花見川区瑞穂2-1-1ガーデンプラザ新検見川21-205	無職	
					330,000	H29.12.26			
					300,000	H29.12.29			
8	0	0	この頁の小計		1,675,000				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			酒井　洋子	650,000		千葉市中央区松波2-3-14	無職	
				200,000	H29.3.9			
				200,000	H29.7.11			
				250,000	H29.10.5			
			小仲井　博子	20,000		習志野市花咲1-16-26	税理士	
				10,000	H29.12.13			
				10,000	H29.12.29			
			白井　幸男	78,500		習志野市藤崎5－4－52－804	弁護士	
				20,000	H29.10.20			
				58,500	H29.12.28			
8	0	0	この頁の小計	748,500				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所		職業	備考
			鈴木　正彦	47,200	〃	柏市藤心3-4-23		無職	
				10,000	H29.9.27				
				10,000	H29.12.25				
				27,200	H29.12.30				
			高橋　勲	100,000	〃	市川市本北方1-10-19		弁護士	
				50,000	H29.10.16				
				50,000	H29.12.30				
			武石　英紀	543,900	〃	野田市吉春881-2		政党職員	
				276,100	H29.8.25				
				267,800	H29.12.25				
8	0	0	この頁の小計	691,100	〃				
8	1	0	その他の寄附		→	※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			中丸　素明	30,000		千葉市緑区鎌取町273-182	弁護士	
				20,000	H29.10.16			
				10,000	H29.12.30			
			松山　力	150,000		船橋市習志野1-7-21	無職	
				50,000	H29.7.6			
				50,000	H29.9.27			
				50,000	H29.11.30			
			守川　幸男	86,400		市原市光風台1-331	弁護士	
				20,000	H29.10.20			
				66,400	H29.12.28			
8	0	0	この頁の小計	266,400				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
		寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
		結城　久輔	1,251,150		千葉市美浜区高洲2-6-6-105	無職	
			251,150	H29.12.25			
			1,000,000	H29.12.30			
		吉元　伸	100,000		船橋市前原西2-32-5	税理士	
			50,000	H29.8.5			
			50,000	H29.12.29			
		加味根　史朗	143,000		京都市右京区西京極下沢町9-25	京都府議会議員	
			117,000	H29.3.6			
			26,000	H29.3.27			
		元山　健	10,000		船橋市咲が丘2-10-7	無職	
			5,000	H29.9.25			
			5,000	H29.12.13			
8	0	0　この頁の小計	1,504,150				
8	1	0　その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0　合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			佐久間　良和	30,000		習志野市東習志野3-8-18	無職	
				10,000	H29.3.16			
				10,000	H29.10.20			
				10,000	H29.12.15			
			松野尾　宣之	15,000	〃	船橋市本中山1-1-8	無職	
				5,000	H29.3.10			
				10,000	H29.10.17			
			成山　昌夫	60,000	〃	白井市大山口2-7-9	無職	
				20,000	H29.3.13			
				20,000	H29.7.3			
				20,000	H29.12.14			
8	0	0	この頁の小計	105,000				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日		住所	職業	備考
			青山　脩	200,000			我孫子市下ヶ戸417-25	無職	
				100,000	H29.3.10				
				100,000	H29.9.25				
			大久　重雄	130,000			八街市八街ほ996-12	無職	
				10,000	H29.3.7				
				20,000	H29.6.29				
				50,000	H29.9.22				
				20,000	H29.10.14				
				30,000	H29.12.30				
			浮揚　幸裕	550,000			船橋市夏見2-5-6-402	政党役員	
				500,000	H29.8.17				
				50,000	H29.12.25				
8	0	0	この頁の小計	880,000					
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			有賀　功子	5,000		四街道市めいわ3-23-10	無職	
				2,000	H29.3.15			
				3,000	H29.7.7			
			林　智子	5,000	H29.3.3	船橋市高根台3-5-16	無職	
			小野　好史	3,000	H29.3.9	船橋市緑台2-8-1-203	無職	
			神田　真寿美	10,000	H29.3.9	館山市那古1536-41	無職	
			白壁　岩雄	5,000	H29.3.10	千葉市中央区赤井町734	無職	
			室橋　佳昭	5,000	H29.3.13	我孫子市緑2-11-10-102	無職	
			志村　道夫	2,000	H29.3.13	千葉市稲毛区長沼原町942-55	無職	
			佐藤　治	10,000	H29.3.14	千葉市花見川区さつきが丘2-34-6-403	無職	
			小簇　孝子	5,000	H29.3.14	香取市佐原イ812	無職	
			碓田　のぼる	3,000	H29.3.24	我孫子市緑2-3-3	無職	
			橋本　裕子	5,000	H29.3.24	松戸市新松戸1-42-4	無職	
			中小路　純	5,000	H29.7.6	成田市寺台69－1	自営業	
8	0	0	この頁の小計	63,000				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			酒井　健一	100,000	H29.7.11	千葉市中央区松波2－3－14	無職	
			笠井　駿	10,000	H29.7.11	千葉市若葉区大宮台2－20－4	無職	
			野村　武人	25,000	H29.7.25	君津市中野3-3-18	無職	
			小関　傳六	50,000	H29.8.9	白井市池の上3-10-1	弁護士	
			小林　洋二	50,000	H29.9.28	茂原市真名1662	無職	
			鈴木　ヨシクニ	3,000	H29.9.27	大網白里市富田2051－12	無職	
			三村　義広	10,000	H29.10.11	八千代市八千代台5－5－3	無職	
			金丸　俊子	300,000	H29.10.12	千葉市美浜区磯辺3丁目19－15	無職	
			桜井　さだ子	100,000	H29.10.13	千葉県印旛郡栄町北４３４	無職	
			右山　正美	10,000	H29.10.13	八街市勢田821－6	無職	
			井上　勇	100,000	H29.10.13	千葉市稲毛区弥生町1－33	無職	
			浦野　恵子	50,000	H29.10.14	松戸市小山501－6ｸﾚｽﾄﾌｫﾙﾑ松戸ｳｯﾄﾞｽｸｴｱ912	無職	
			斉藤　イツコ	30,000	H29.10.15	柏市松葉町5丁目1－12－106	無職	
			高田　保典	10,000	H29.10.15	柏市松葉町5丁目1－12－106	無職	
			宇井　淳	10,000	H29.10.15	旭市後草1967－32	無職	
8	0	0	この頁の小計	858,000				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			押田　志朗	10,000	H29.10.15	船橋市二和西4－31－8	無職	
			石川　敏宏	10,000	H29.10.16	船橋市高根台1－9－19－304	無職	
			柳浦　文子	20,000	H29.10.16	柏市松葉町5－1－4－304	無職	
			中川　美保子	50,000	H29.10.16	我孫子市天王台1－1－15	無職	
			室橋　佳明	3,000	H29.10.16	我孫子市緑2－11－10－102	無職	
			川﨑　順一	10,000	H29.10.16	船橋市丸山1－17－8	無職	
			信太　秀紀	5,000	H29.10.16	匝瑳市野手173-19	無職	
			及川　妙子	20,000	H29.10.16	佐倉市江原台1-32－17	無職	
			大木　政子	50,000	H29.10.16	八千代市八千代台西8－21－6	無職	
			池川　和子	10,000	H29.10.16	白井市清水口2－1－14－101	無職	
			山崎　誠	10,000	H29.10.16	柏市名戸ヶ谷687－4	無職	
			高野　洋樹	10,000	H29.10.17	福島県喜多方市青葉台138	無職	
			嶋村　大二	10,000	H29.10.17	福島県相生市旭6－24	無職	
			鹿又　結子	10,000	H29.10.17	松戸市串崎新田37－11	自営業	
			土屋　十圀	10,000	H29.10.17	東京都大田区南馬込3－33－17－501	無職	
8	0	0	この頁の小計	238,000				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			田中　紘子	5,000	H29.10.17	鎌ヶ谷市道野辺本町1－11－26	無職	
			藤巻　一世	20,000	H29.10.17	船橋市旭町3－6－1	無職	
			岩釣　敬一	5,000	H29.10.17	船橋市飯山満町3－1721－21	無職	
			上村　尚子	3,000	H29.10.17	船橋市市場3－16－1－511	無職	
			小倉　芳広	10,000	H29.10.17	佐倉市上志津1760－80	無職	
			前崎　弘貴	5,000	H29.10.18	成田市加良部1－18	無職	
			佐藤　早苗	3,000	H29.10.18	八千代市米本2472－2	無職	
			吉田　久美子	20,000	H29.10.18	千葉市稲毛区宮野木町781-19	無職	
			松澤　夫佐子	10,000	H29.10.18	船橋市藤原7－41－7－108	無職	
			阿座上　隆	10,000	H29.10.18	山口県美祢市伊佐町伊佐3442－1	無職	
			小川　悦子	10,000	H29.10.18	流山市松ヶ丘5－682-13	無職	
			西山　一雄	5,000	H29.10.19	市原市馬立701－3	無職	
			平山　晃司	5,000	H29.10.19	千葉市美浜区高洲3-6　1-406	無職	
			檜垣　正	10,000	H29.10.19	柏市松葉町5丁目5番地５棟406号	無職	
			石村　勝宣	10,000	H29.10.19	山口県大島郡周防大島町久賀5129－11	無職	
8	0	0	この頁の小計	131,000				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			吉沢　敬一	10,000	H29.10.19	千葉市美浜区磯辺4－3－6	無職	
			塩澤　岳郎	5,000	H29.10.20	鎌ヶ谷市初富本町1－9－27	無職	
			及川　昭子	10,000	H29.10.20	佐倉市上志津1642	無職	
			小笠原　覺	2,000	H29.10.20	埼玉県さいたま市見沼区春岡3丁目37－6	無職	
			石川　広己	200,000	H29.11.3	千葉市花見川区幕張町5-417-16-4-1212	無職	
			尾畑　晃範	10,000	H29.11.3	千葉市花見川区幕張町5－417-16－3－507	無職	
			谷ヶ崎　温	2,000,000	H29.11.11	富里市日吉台3-7-1	無職	
			丹羽　誠	10,000	H29.11.13	印西市大森3981－5	無職	
			宮田　聡	5,000	H29.11.14	柏市南増尾8-8-1-812	無職	
			萩原　陽子	100,000	H29.11.14	佐倉市宮前2-16-5	市議会議員	
			渡辺　志津夫	10,000	H29.11.14	船橋市前原東5-16-8	無職	
			岩橋　雅子	30,000	H29.11.15	柏市南増尾6-3-11	無職	
			中村　元胤	5,000	H29.11.25	習志野市香澄4-3-6-3	無職	
			市川　保雄	10,000	H29.12.13	富里市新中沢486-54	無職	
			藤沢　信光	5,000	H29.12.13	松戸市胡録台281-8	無職	
8	0	0	この頁の小計	2,412,000				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			作田　一雄	10,000	H29.12.13	松戸市六高台6－86－4	無職	
			比嘉　良宏	10,000	H29.12.13	松戸市稔台8－22－3	無職	
			高野　とも	2,000	H29.12.13	流山市江戸川台東2－110	無職	
			若尾　智香子	10,000	H29.12.13	船橋市二和西1－9－2－201	無職	
			駒崎　隆	20,000	H29.12.13	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷2－7－18	無職	
			根本　義郎	10,000	H29.12.13	香取市大戸34－17	無職	
			柳　耕平	3,000	H29.12.13	我孫子市根戸549-16	無職	
			宮本　愛子	10,000	H29.12.13	松戸市野菊野2－1017	無職	
			狩野　満	10,000	H29.12.13	松戸市東平賀276-26	無職	
			池谷　栄子	10,000	H29.12.13	柏市松ヶ崎250-11	無職	
			小川　富恵	5,000	H29.12.13	鎌ヶ谷市東初富5-10-4	無職	
			山口　正子	20,000	H29.12.13	松戸市北松戸2-10-1-503	市議会議員	
			新山　晴美	30,000	H29.12.13	松戸市高柳新田39-60	自営業	
			飯塚　三夫	30,000	H29.12.13	成田市玉造4-12-1	無職	
			大森　泰子	10,000	H29.12.13	船橋市藤原7-41-6-103	無職	
8	0	0	この頁の小計	190,000				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			岩崎　二郎	200,000	H29.12.13	富津市竹岡578	無職	
			櫻井　寛之	1,000	H29.12.13	銚子市前宿町708-2	無職	
			守田　禮子	20,000	H29.12.13	船橋市咲が丘4-15-5	無職	
			松永　静子	30,000	H29.12.13	白井市けやき台1－2－1－807	無職	
			松永　強一	20,000	H29.12.13	白井市けやき台1－2－1－807	無職	
			池田　幹幸	12,000	H29.12.13	松戸市栗ヶ沢825-12	無職	
			酒井　薫	5,000	H29.12.13	木更津市八幡台3-22-16	無職	
			榎沢　正雄	10,000	H29.12.13	君津市糸川839	無職	
			塩島　祥子光	2,000	H29.12.13	富津市大堀3-18-21	無職	
			上舘　良継	10,000	H29.12.13	柏市富里1-6-27	無職	
			山形　誠子	10,000	H29.12.13	木更津市朝日2-2-10	無職	
			堀　政晴	3,000	H29.12.13	鎌ヶ谷市富岡3-11-13-202	無職	
			野崎　弘子	10,000	H29.12.13	野田市山崎貝塚町33-7	無職	
			松本　葉子	2,000	H29.12.13	木更津市真里谷606-5	無職	
			徳田　セツ子	5,000	H29.12.13	松戸市六高台6-119-18	無職	
8	0	0	この頁の小計	340,000				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			大西　稔	10,000	H29.12.13	木更津市木更津3-15-21	会社員	
			松本　睦男	50,000	H29.12.13	野田市清水494－9	無職	
			山口　勇	20,000	H29.12.13	木更津市請西2－13－18	無職	
			荒井　雄三	2,000	H29.12.14	鴨川市八色80－2	無職	
			糟谷　幸子	20,000	H29.12.14	松戸市二ツ木49－1	無職	
			浅見　輝男	10,000	H29.12.14	我孫子市天王台3－24－11	無職	
			古林　昭七	30,000	H29.12.15	柏市加賀1－27－15	無職	
			牧野　賢司	10,000	H29.12.15	船橋市習志野1－9－24	無職	
			竹村　昭	10,000	H29.12.15	船橋市三山3－41－7	無職	
			西宮　達雄	10,000	H29.12.15	松戸市小金原8－21－17	無職	
			石井　正人	5,000	H29.12.18	東京都杉並区上荻2－32－7	無職	
			小関　寿幸	10,000	H29.12.18	千葉市稲毛区天台3－3－5－303	無職	
			曽我　浩	100,000	H29.12.18	千葉市稲毛区小中台町1288-6	自営業	
			遠藤　雅昭	50,000	H29.12.25	船橋市二和東5－59－2	無職	
			相木　伸之	10,000	H29.12.25	船橋市夏見1－8－8－101	無職	
8	0	0	この頁の小計	347,000				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			大前　健二	30,000	H29.12.25	埼玉県三郷市三郷1－18－34	会社員	
			山口　淳一	30,000	H29.12.25	東京都品川区豊町4－18－4－101	無職	
			飯尾　博	100,000	H29.12.25	東金市御門761	無職	
			蛭田　公二郎	100,000	H29.12.25	大網白里市上谷新田405-75	市議会議員	
			岩井　義之	20,000	H29.12.25	勝浦市川津1－1セレブラール勝浦324	無職	
			井上　文夫	100,000	H29.12.29	我孫子市久寺家2－13－7	無職	
			細山　公子	150,000	H29.12.29	船橋市飯山満町3-1519-1-601	医師	
			笈川　賢治	30,000	H29.12.29	市原市君塚5－4－19	無職	
			竹内　寛治	2,000	H29.12.30	香取市谷中2071－5	無職	
			遠藤　正貴	3,000	H29.12.30	長生郡睦沢町上市場256-61	無職	
			神田　守隆	10,000	H29.12.30	館山市那古1536－41	無職	
			佐藤　多美男	50,000	H29.12.30	木更津市矢那4508－20	市議会議員	
			渡辺　明	3,000	H29.12.30	鎌ヶ谷市西道野辺10－24－405	無職	
			萩野　勅夫	10,000	H29.12.30	埼玉県上尾市小敷谷845－1第1団地 3－28－106	無職	
			日野　真弓	1,000	H29.12.30	松戸市小金原6－9－8－203	無職	
8	0	0	この頁の小計	639,000				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			樋口　東次	5,000	H29.12.30	鎌ヶ谷市東初富2－6－6－24	無職	
			石川　公子	5,000	H29.12.30	千葉市緑区土気町1643－14	無職	
			石川　幸夫	5,000	H29.12.30	千葉市緑区土気町1643－14	無職	
			吉岡　正子	100,000	H29.12.30	南房総市高崎1732－1	無職	
			田部井　健	50,000	H29.12.30	千葉市若葉区加曾利町1298－11	無職	
			加々美　苗子	10,000	H29.12.30	千葉市花見川区花見川7－17－101	無職	
			笹倉　恭子	5,000	H29.12.30	千葉市若葉区みつわ台5－29－2－106	無職	
			高橋　高子	50,000	H29.12.30	市川市本北方1-10-19	弁護士	
			愛橋　勲	5,000	H29.12.30	印西市高花4－1－7－402	無職	
			高橋　孝夫	5,000	H29.12.30	銚子市小浜町2322	無職	
			白幡　和世	10,000	H29.12.30	館山市正木1903	無職	
			斉藤　光子	10,000	H29.12.30	茂原市長清水46	無職	
			佐藤　良治	5,000	H29.12.30	松戸市西馬橋5－33	無職	
			小林　幸也	10,000	H29.12.30	成田市美郷台2-3-2-103	弁護士	
			星野　允子	100,000	H29.12.25	習志野市東習志野6－6－18	無職	
8	0	0	この頁の小計	375,000				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			高石　仁子	10,000	H29.12.30	佐倉市長熊392	無職	
			市原　愛子	1,000	H29.12.30	佐倉市藤治台7－6	無職	
			岡山　眞治	100,000	H29.12.30	佐倉市鏑木町270－1－2－315	無職	
			金井　照夫	10,000	H29.12.30	佐倉市八幡台1－6－22	無職	
			飯尾　暁	100,000	H29.12.30	茂原市早野2243－9	市議会議員	
			吉岡　正範	10,000	H29.12.30	長生郡長柄町山根2011－61	無職	
			岡田　朝志	359,380	H29.12.30	四街道市大日487－2	医師	
			鈴木　ひとみ	107,240	H29.12.30	千葉市美浜区真砂3-13-6-919	会社員	
			石塚　俊彦	118,260	H29.12.30	千葉市稲毛区緑町1－16－20	会社員	
			渡辺　卓	47,760	H29.12.30	千葉市花見川区幕張町2-1010-49	会社員	
			本田　睦子	125,850	H29.12.30	印西市戸神台1-1　B301	看護師	
			宮島　光之	17,410	H29.12.30	印西市戸神台1-1　B301	会社員	
			花井　透	160,000	H29.12.30	千葉市美浜区幸町1-11-1-203	医師	
			前田　浩	26,200	H29.12.25	東金市宿618-4	政党職員	
			高橋　貞夫	17,000	H29.12.25	船橋市芝山2-5-5-508	無職	
8	0	0	この頁の小計	1,210,100				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			竹ノ内　寛子	9,600	H29.12.25	習志野市実籾2-17-16グランパス202	政党職員	
			高橋　由紀	9,300	H29.12.25	船橋市若松2-5-5-207	政党職員	
			安田　智美	44,600	H29.12.25	千葉市花見川区花園2-8-20-302	政党職員	
			井野　長英	22,000	H29.12.25	船橋市丸山3-13-9	無職	
			川俣　進	140,760	H29.12.25	船橋市高根台6-6-2　レクセルマンション1-620	政党職員	
			山崎　温之	21,300	H29.12.25	千葉市稲毛区天台3-14-2	政党職員	
			酒井　史子	24,400	H29.12.25	市川市大洲3-20-7	政党職員	
			小松　敦	604,600	H29.11.29	浦安市入船3-3-2	政党職員	
			木幡　充	17,800	H29.12.25	千葉市美浜区幸町2-16-7-101	政党職員	
			矢田　春代	14,700	H29.12.25	流山市向小金2-219-1-402	政党職員	
			上野　洋嗣	22,200	H29.12.25	八千代市大和田新田156-49	政党職員	
			吉田　隆寛	10,600	H29.12.25	千葉市中央区都町2-2-20-201	政党職員	
			窪田　拓也	11,960	H29.12.25	千葉市花見川区宮野木台1-4-1-203	会社員	
			本原　康雄	90,600	H29.12.5	印西市小倉台4-1-3-401	団体職員	
			永井　出	130,320	H29.12.27	四街道市さつきヶ丘11-8	団体職員	
8	0	0	この頁の小計	1,174,740				
8	1	0	その他の寄附		→	※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計		→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
			加藤　久美	58,000	H29.12.25	千葉市花見川区朝日ヶ丘2－3－8－501	会社員		
			逸見　眞一	45,400	H29.12.15	船橋市松が丘4-52-5	無職		
			藤野　善夫	56,400	H29.12.28	千葉市若葉区都賀の台4-25-5	弁護士		
			金子　泰夫	49,100	H29.12.29	四街道市大日470-16	無職		
			冨田　登喜子	25,200	H29.12.29	白井市谷田893	無職		
			秋元　稔	27,150	H29.7.28	千葉市若葉区若松町2270	会社員		
			雨宮　正子	11,060	H29.12.25	船橋市習志野台3-11-1-201	無職		
			大西　航	100,000	H29.12.10	市川市大野町2-107-2-101	政党職員		
			松田　義明	204,600	H29.12.25	千葉市稲毛区園生町449-1-3-308	政党職員		
			仁木　利則	200,000	H29.12.25	船橋市金杉台1-2-3-204	政党職員		
			中嶋　誠	50,000	H29.12.25	千葉市花見川区柏井町1533-32	政党職員		
			似里 敬之	18,600	H29.12.22	市原市惣社1-12-1-201	団体職員		
			杉浦　裕子	7,400	H29.12.22	千葉市美浜区真砂5-16-5-516	団体職員		
			秋元　司	10,700	H29.12.22	千葉市若葉区桜木北3-23-19	団体職員		
			松田　恵子	54,400	H29.12.22	千葉市稲毛区園生町449-1-3-308	無職		
8	0	0	この頁の小計	918,010					
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。				
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
			児玉　亮佑	10,500	H29.12.22	船橋市薬円台1－22－3－109	団体職員		
			向　淳	18,500	H29.12.22	東京都墨田区東駒形4-20-12	団体職員		
			中村　亘	8,560	H29.12.22	千葉市花見川区検見川町3-316-26	団体職員		
			川副　邦明	250,000	H29.12.25	千葉市花見川区朝日ヶ丘3261にれの木台2-7-302	政党職員		
			菅原　功二	276,000	H29.12.25	千葉市美浜区高浜5-10-4	政党職員		
			中村　敏夫	47,440	H29.12.25	千葉市花見川区検見川町3-316-26	無職		
8	0	0	この頁の小計	611,000					
8	1	0	その他の寄附	13,269,466					
9	0	0	合計	42,206,466					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目				金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費								
(1) 人件費	0	1	0		68	329	917	
(2) 光熱水費	0	2	0		1	701	171	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0		3	370	879	
(4) 事務所費	0	4	0		23	049	019	
小計 ((1)～(4))	8	0	0		96	450	986	
2 政治活動費								
(1) 組織活動費	0	5	0		4	382	020	
(2) 選挙関係費	0	6	0		12	000	000	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0		14	551	980	
（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0				0	
（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0		14	551	980	
（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0				0	
（内訳）エ その他の事業費	1	1	0				0	
(4) 調査研究費	1	2	0			626	651	
(5) 寄附・交付金	1	3	0		222	698	691	
(6) その他の経費	1	4	0				0	
小計 ((1)～(6))	8	0	1		254	259	342	うち本部・支部間の交付金合計 222,698,691 円
合計	9	0	0		350	710	328	

※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その 14）、（その 15-1）及び（その 15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その 14）	政治活動費内訳書（その 15-1）	政治活動費内訳書（その 15-2）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） (1) 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　組織対策費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	180,000	H29.4.4	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市花見川区幕張町4-524-2	
〃	90,000	H29.5.19	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市花見川区幕張町4-524-2	
〃	181,600	H29.11.27	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市花見川区幕張町4-524-2	
〃	78,000	H29.9.12	千葉県革新懇	千葉市中央区長洲1-10-8自治体福祉センター３Ｆ	
この頁の小計	529,600				
その他の支出	3,799,550				
合計	4,329,150				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） (1) 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　行事費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場費	52,870	H29.8.14	公益財団法人千葉市文化振興財団	千葉市中央区中央2-5-1	
この頁の小計	52,870				
その他の支出	0				
合計	52,870				

※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 ②．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　選挙対策費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
供託金（千葉県第2区）	3,000,000	H29.10.5	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第4区）	3,000,000	H29.10.5	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第7区）	3,000,000	H29.10.5	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第10区）	3,000,000	H29.10.5	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
この頁の小計	12,000,000				
その他の支出	0				
合計	12,000,000				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝用自動車の維持費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
自動車の整備・修理代	86,000	H29.9.29	平和モータース	市原市権現堂50-10	
この頁の小計	86,000				
その他の支出	0				
合計	86,000				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 (4) 宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 新聞広告費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
新聞折込代	1,568,160	H29.11.9	株式会社地域新聞社	船橋市湊町1-1-1朝日生命船橋湊町ビル5F	
この頁の小計	1,568,160				
その他の支出	0				
合計	1,568,160				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ ビラ等作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
撮影代	63,342	H29.4.18	有限会社青山スタジオ	東京都中野区江原町3-5-13	
〃	718,200	H29.5.19	小林野渉	神奈川県横須賀市汐入町4-39	
印刷代	1,133,844	H29.3.30	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	97,200	H29.4.26	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	302,400	H29.5.11	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	820,011	H29.6.30	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	89,586	H29.8.22	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	221,400	H29.9.25	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	4,116,533	H29.11.9	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	316,656	H29.11.27	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
印刷代	2,886,192	H29.8.28	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
この頁の小計	10,765,364				
その他の支出					
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ ビラ等作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	155,356	H29.11.9	株式会社きかんしコム	京都府京都市南区久世殿城町330-1	
〃	334,455	H29.12.1	株式会社きかんしコム	京都府京都市南区久世殿城町330-1	
この頁の小計	489,811				
その他の支出	1,642,645				
合計	12,897,820				

→※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　⑥ 調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　書籍購入費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	626,651				
合計	626,651				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　納付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
納付金		3,	990,	562	H29.1.31	日本共産党中央委員会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
〃		3,	741,	635	H29.2.28	〃	〃	
〃		3,	796,	545	H29.3.31	〃	〃	
〃		3,	529,	064	H29.4.28	〃	〃	
〃		3,	630,	057	H29.5.31	〃	〃	
〃		3,	397,	115	H29.6.30	〃	〃	
〃		4,	329,	261	H29.7.31	〃	〃	
〃		3,	497,	868	H29.8.31	〃	〃	
〃		3,	011,	927	H29.9.29	〃	〃	
〃		3,	427,	916	H29.10.31	〃	〃	
〃		3,	529,	087	H29.11.30	〃	〃	
〃		3,	900,	189	H29.12.29	〃	〃	
この頁の小計		43,	781,	226				
その他の支出				0				
合計		43,	781,	226				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

中

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		3,	270,	590	H29. 1. 31	日本共産党千葉県中部地区委員会	千葉市花見川区検見川町5-255-1	
〃		3,	082,	837	H29. 2. 28	〃	〃	
〃		3,	042,	675	H29. 3. 31	〃	〃	
〃		3,	034,	914	H29. 4. 28	〃	〃	
〃		3,	018,	710	H29. 5. 31.	〃	〃	
〃		3,	015,	176	H29. 6. 30	〃	〃	
〃		3,	063,	860	H29. 7. 31	〃	〃	
〃		3,	514,	199	H29. 8. 31	〃	〃	
〃		3,	007,	987	H29. 9. 29	〃	〃	
〃		3,	002,	991	H29. 10. 31	〃	〃	
〃		2,	959,	913	H29. 11. 30	〃	〃	
〃		2,	958,	425	H29. 12. 29	〃	〃	
この頁の小計		36,	972,	277				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		2,	531,	366	H29. 1. 31	日本共産党千葉県西部地区委員会	船橋市二和東6-41-20	
〃		2,	346,	661	H29. 2. 28	〃	〃	
〃		2,	354,	941	H29. 3. 31	〃	〃	
〃		2,	344,	477	H29. 4. 28	〃	〃	
〃		2,	367,	459	H29. 5. 31	〃	〃	
〃		2,	313,	537	H29. 6. 30	〃	〃	
〃		2,	298,	212	H29. 7. 31	〃	〃	
〃		2,	296,	047	H29. 8. 31	〃	〃	
〃		2,	297,	473	H29. 9. 29	〃	〃	
〃		2,	297,	651	H29. 10. 31	〃	〃	
〃		2,	292,	913	H29. 11. 30	〃	〃	
〃		2,	284,	375	H29. 12. 29	〃	〃	
この頁の小計		28,	025,	112				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	1,217,954	H29.1.31	日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会	市川市八幡2-8-2	
〃	1,139,875	H29.2.28	〃	〃	
〃	1,147,348	H29.3.31	〃	〃	
〃	1,165,815	H29.4.28	〃	〃	
〃	1,133,918	H29.5.31	〃	〃	
〃	1,121,806	H29.6.30	〃	〃	
〃	1,116,232	H29.7.31	〃	〃	
〃	1,121,427	H29.8.31	〃	〃	
〃	1,117,362	H29.9.29	〃	〃	
〃	1,127,351	H29.10.31	〃	〃	
〃	1,113,024	H29.11.30	〃	〃	
〃	1,114,655	H29.12.29	〃	〃	
この頁の小計	13,636,767				
その他の支出					
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	700,	954	H29.1.31	日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会	松戸市千駄堀1810-2	
〃		1,	544,	527	H29.2.28	〃	〃	
〃		1,	533,	223	H29.3.31	〃	〃	
〃		1,	537,	566	H29.4.28	〃	〃	
〃		1,	571,	680	H29.5.31	〃	〃	
〃		1,	539,	516	H29.6.30	〃	〃	
〃		1,	522,	066	H29.7.31	〃	〃	
〃		1,	536,	590	H29.8.31	〃	〃	
〃		1,	524,	933	H29.9.29	〃	〃	
〃		1,	534,	500	H29.10.31	〃	〃	
〃		1,	542,	557	H29.11.30	〃	〃	
〃		1,	527,	314	H29.12.29	〃	〃	
この頁の小計		18,	615,	426				
その他の支出								
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		2,	343,	031	H29. 1. 31	日本共産党千葉県東葛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
〃		2,	106,	412	H29. 2. 28	〃	〃	
〃		2,	022,	335	H29. 3. 31	〃	〃	
〃		2,	732,	682	H29. 4. 28	〃	〃	
〃		2,	006,	268	H29. 5. 31	〃	〃	
〃		2,	096,	476	H29. 6. 30	〃	〃	
〃		1,	974,	353	H29. 7. 31	〃	〃	
〃		2,	149,	135	H29. 8. 31	〃	〃	
〃		2,	092,	435	H29. 9. 29	〃	〃	
〃		1,	913,	366	H29. 10. 31	〃	〃	
〃		2,	132,	810	H29. 11. 30	〃	〃	
〃		2,	109,	440	H29. 12. 29	〃	〃	
この頁の小計		25,	678,	743				
その他の支出								
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	267,	325	H29. 1. 31	日本共産党千葉県印旛地区委員会	佐倉市鏑木町487-5	
〃		1,	093,	846	H29. 2. 28	〃	〃	
〃		1,	128,	375	H29. 3. 31	〃	〃	
〃		1,	125,	762	H29. 4. 28	〃	〃	
〃		1,	157,	675	H29. 5. 31	〃	〃	
〃		1,	109,	946	H29. 6. 30	〃	〃	
〃		1,	139,	786	H29. 7. 31	〃	〃	
〃		1,	126,	097	H29. 8. 31	〃	〃	
〃		1,	131,	635	H29. 9. 29	〃	〃	
〃		1,	141,	781	H29. 10. 31	〃	〃	
〃		1,	103,	222	H29. 11. 30	〃	〃	
〃		1,	201,	039	H29. 12. 29	〃	〃	
この頁の小計		13,	726,	489				
その他の支出								
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦　寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	293,	684	H29.1.31	日本共産党千葉県北部地区委員会	旭市口1404-1	
〃		1,	082,	611	H29.2.28	〃	〃	
〃		1,	079,	856	H29.3.31	〃	〃	
〃		1,	057,	274	H29.4.28	〃	〃	
〃		1,	048,	330	H29.5.31	〃	〃	
〃		1,	048,	930	H29.6.30	〃	〃	
〃		1,	024,	462	H29.7.31	〃	〃	
〃		1,	016,	488	H29.8.31	〃	〃	
〃		1,	022,	960	H29.9.29	〃	〃	
〃		1,	017,	948	H29.10.31	〃	〃	
〃		1,	003,	321	H29.11.30	〃	〃	
〃			983,	765	H29.12.29	〃	〃	
この頁の小計		12,	679,	629				
その他の支出								
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦　寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億　百万　千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,716,902	H29.1.31	日本共産党千葉県東部地区委員会	茂原市高師571-6	
〃	1,655,076	H29.2.28	〃	〃	
〃	1,607,514	H29.3.31	〃	〃	
〃	1,599,740	H29.4.28	〃	〃	
〃	1,578,908	H29.5.31	〃	〃	
〃	1,574,900	H29.6.30	〃	〃	
〃	1,567,146	H29.7.31	〃	〃	
〃	1,513,234	H29.8.31	〃	〃	
〃	1,512,570	H29.9.29	〃	〃	
〃	1,510,145	H29.10.31	〃	〃	
〃	1,507,352	H29.11.30	〃	〃	
〃	1,498,656	H29.12.29	〃	〃	
この頁の小計	18,842,143				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦ 寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金			924,	163	H29. 1. 31	日本共産党千葉県南部地区委員会	木更津市新宿12-9	
〃			860,	833	H29. 2. 28	〃	〃	
〃			862,	944	H29. 3. 31	〃	〃	
〃			849,	895	H29. 4. 28	〃	〃	
〃			861,	943	H29. 5. 31	〃	〃	
〃			861,	229	H29. 6. 30	〃	〃	
〃			943,	948	H29. 7. 31	〃	〃	
〃			864,	754	H29. 8. 31	〃	〃	
〃			864,	049	H29. 9. 29	〃	〃	
〃			863,	672	H29. 10. 31	〃	〃	
〃			864,	329	H29. 11. 30	〃	〃	
〃		1,	019,	120	H29. 12. 29	〃	〃	
この頁の小計		10,	640,	879				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金			100,	000	H29.5.12	日本共産党東京都委員会	東京都豊島区北大塚1-33-26	
この頁の小計			100,	000				
その他の支出				0				
合計		178,	917,	465				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			納付金		3,	990,	562	H29. 1. 31	日本共産党中央委員会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
			〃		3,	741,	635	H29. 2. 28	〃	〃	
			〃		3,	796,	545	H29. 3. 31	〃	〃	
			〃		3,	529,	064	H29. 4. 28	〃	〃	
			〃		3,	630,	057	H29. 5. 31	〃	〃	
			〃		3,	397,	115	H29. 6. 30	〃	〃	
			〃		4,	329,	261	H29. 7. 31	〃	〃	
			〃		3,	497,	868	H29. 8. 31	〃	〃	
			〃		3,	011,	927	H29. 9. 29	〃	〃	
			〃		3,	427,	916	H29. 10. 31	〃	〃	
			〃		3,	529,	087	H29. 11. 30	〃	〃	
			〃		3,	900,	189	H29. 12. 29	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		43,	781,	226				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		3,	270,	590	H29. 1. 31	日本共産党千葉県中部地区委員会	千葉市花見川区検見川町5-255-１	
			〃		3,	082,	837	H29. 2. 28	〃	〃	
			〃		3,	042,	675	H29. 3. 31	〃	〃	
			〃		3,	034,	914	H29. 4. 28	〃	〃	
			〃		3,	018,	710	H29. 5. 31	〃	〃	
			〃		3,	015,	176	H29. 6. 30	〃	〃	
			〃		3,	063,	860	H29. 7. 31	〃	〃	
			〃		3,	514,	199	H29. 8. 31	〃	〃	
			〃		3,	007,	987	H29. 9. 29	〃	〃	
			〃		3,	002,	991	H29. 10. 31	〃	〃	
			〃		2,	959,	913	H29. 11. 30	〃	〃	
			〃		2,	958,	425	H29. 12. 29	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		36,	972,	277				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		2,	531,	366	H29. 1. 31	日本共産党千葉県西部地区委員会	船橋市二和東6-41-20	
			〃		2,	346,	661	H29. 2. 28	〃	〃	
			〃		2,	354,	941	H29. 3. 31	〃	〃	
			〃		2,	344,	477	H29. 4. 28	〃	〃	
			〃		2,	367,	459	H29. 5. 31	〃	〃	
			〃		2,	313,	537	H29. 6. 30	〃	〃	
			〃		2,	298,	212	H29. 7. 31	〃	〃	
			〃		2,	296,	047	H29. 8. 31	〃	〃	
			〃		2,	297,	473	H29. 9. 29	〃	〃	
			〃		2,	297,	651	H29. 10. 31	〃	〃	
			〃		2,	292,	913	H29. 11. 30	〃	〃	
			〃		2,	284,	375	H29. 12. 29	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		28,	025,	112				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	1,217,954	H29.1.31	日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会	市川市八幡2-8-2	
			〃	1,139,875	H29.2.28	〃	〃	
			〃	1,147,348	H29.3.31	〃	〃	
			〃	1,165,815	H29.4.28	〃	〃	
			〃	1,133,918	H29.5.31	〃	〃	
			〃	1,121,806	H29.6.30	〃	〃	
			〃	1,116,232	H29.7.31	〃	〃	
			〃	1,121,427	H29.8.31	〃	〃	
			〃	1,117,362	H29.9.29	〃	〃	
			〃	1,127,351	H29.10.31	〃	〃	
			〃	1,113,024	H29.11.30	〃	〃	
			〃	1,114,655	H29.12.29	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	13,636,767				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	700,	954	H29. 1. 31	日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会	松戸市千駄堀1810-2	
			〃		1,	544,	527	H29. 2. 28	〃	〃	
			〃		1,	533,	223	H29. 3. 31	〃	〃	
			〃		1,	537,	566	H29. 4. 28	〃	〃	
			〃		1,	571,	680	H29. 5. 31	〃	〃	
			〃		1,	539,	516	H29. 6. 30	〃	〃	
			〃		1,	522,	066	H29. 7. 31	〃	〃	
			〃		1,	536,	590	H29. 8. 31	〃	〃	
			〃		1,	524,	933	H29. 9. 29	〃	〃	
			〃		1,	534,	500	H29. 10. 31	〃	〃	
			〃		1,	542,	557	H29. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	527,	314	H29. 12. 29	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		18,	615,	426				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		2,	343,	031	H29. 1. 31	日本共産党千葉県東葛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
					2,	106,	412	H29. 2. 28	〃	〃	
			〃		2,	022,	335	H29. 3. 31	〃	〃	
			〃		2,	732,	682	H29. 4. 28	〃	〃	
			〃		2,	006,	268	H29. 5. 31	〃	〃	
			〃		2,	096,	476	H29. 6. 30	〃	〃	
			〃		1,	974,	353	H29. 7. 31	〃	〃	
			〃		2,	149,	135	H29. 8. 31	〃	〃	
			〃		2,	092,	435	H29. 9. 29	〃	〃	
			〃		1,	913,	366	H29. 10. 31	〃	〃	
			〃		2,	132,	810	H29. 11. 30	〃	〃	
			〃		2,	109,	440	H29. 12. 29	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		25,	678,	743				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	267,	325	H29.1.31	日本共産党千葉県印旛地区委員会	佐倉市鏑木町487-5	
			〃		1,	093,	846	H29.2.28	〃	〃	
			〃		1,	128,	375	H29.3.31	〃	〃	
			〃		1,	125,	762	H29.4.28	〃	〃	
			〃		1,	157,	675	H29.5.31	〃	〃	
			〃		1,	109,	946	H29.6.30	〃	〃	
			〃		1,	139,	786	H29.7.31	〃	〃	
			〃		1,	126,	097	H29.8.31	〃	〃	
			〃		1,	131,	635	H29.9.29	〃	〃	
			〃		1,	141,	781	H29.10.31	〃	〃	
			〃		1,	103,	222	H29.11.30	〃	〃	
			〃		1,	201,	039	H29.12.29	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		13,	726,	489				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	1,293,684	H29.1.31	日本共産党千葉県北部地区委員会	旭市口1404-1	
			〃	1,082,611	H29.2.28	〃	〃	
			〃	1,079,856	H29.3.31	〃	〃	
			〃	1,057,274	H29.4.28	〃	〃	
			〃	1,048,330	H29.5.31	〃	〃	
			〃	1,048,930	H29.6.30	〃	〃	
			〃	1,024,462	H29.7.31	〃	〃	
			〃	1,016,488	H29.8.31	〃	〃	
			〃	1,022,960	H29.9.29	〃	〃	
			〃	1,017,948	H29.10.31	〃	〃	
			〃	1,003,321	H29.11.30	〃	〃	
			〃	983,765	H29.12.29	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	12,679,629				
9	0	0	合計					

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	716,	902	H29. 1. 31	日本共産党千葉県東部地区委員会	茂原市高師571-6	
			〃		1,	655,	076	H29. 2. 28	〃	〃	
			〃		1,	607,	514	H29. 3. 31	〃	〃	
			〃		1,	599,	740	H29. 4. 28	〃	〃	
			〃		1,	578,	908	H29. 5. 31	〃	〃	
			〃		1,	574,	900	H29. 6. 30	〃	〃	
			〃		1,	567,	146	H29. 7. 31	〃	〃	
			〃		1,	513,	234	H29. 8. 31	〃	〃	
			〃		1,	512,	570	H29. 9. 29	〃	〃	
			〃		1,	510,	145	H29. 10. 31	〃	〃	
			〃		1,	507,	352	H29. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	498,	656	H29. 12. 29	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		18,	842,	143				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金			924,	163	H29. 1. 31	日本共産党千葉県南部地区委員会	木更津市新宿12-9	
			〃			860,	833	H29. 2. 28	〃	〃	
			〃			862,	944	H29. 3. 31	〃	〃	
			〃			849,	895	H29. 4. 28	〃	〃	
			〃			861,	943	H29. 5. 31	〃	〃	
			〃			861,	229	H29. 6. 30	〃	〃	
			〃			943,	948	H29. 7. 31	〃	〃	
			〃			864,	754	H29. 8. 31	〃	〃	
			〃			864,	049	H29. 9. 29	〃	〃	
			〃			863,	672	H29. 10. 31	〃	〃	
			〃			864,	329	H29. 11. 30	〃	〃	
			〃		1,	019,	120	H29. 12. 29	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		10,	640,	879				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金			100,	000	H29.5.12	日本共産党東京都委員会	東京都豊島区北大塚1-33-26	
8	0	0	この頁の小計			100,	000				
9	0	0	合計		222,	698,	691				

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分				14 16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア	土地			010	☑	☐	
イ	建物			020	☑	☐	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権			030	☐	☑	
エ	取得の価額が100万円を超える動産			040	☑	☐	
オ	預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)			050	☐	☑	
カ	金銭信託			060	☐	☑	
キ	有価証券			070	☐	☑	
ク	出資による権利			080	☐	☑	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金			090	☐	☑	
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金			100	☐	☑	
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利			110	☐	☑	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金			120	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	（該当する項目に○） (01) 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金					
			摘要	金額					年月日	備考
				十億	百万	千	円			
			千葉市中央区登戸３３３番		2,	889,	190		1961.9.25	146.12㎡
8	0	0	この頁の小計			2,	889,	190		
9	0	0	合計			2,	889,	190		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
　　(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 01 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 (02) 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金

			摘要	金額	年月日	備考
			千葉市中央区新千葉3-16-15	30,000,000	1961.9.25	485.35㎡
8	0	0	この頁の小計	30,000,000		
9	0	0	合計	30,000,000		

注意（1）資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
（2）「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	（該当する項目に○） 01 土地　02 建物　03 地上権等 04 動産　05 預金等　06 金銭信託 07 有価証券　08 出資　09 貸付金 10 敷金　11 会員権等　12 借入金		
			摘　　要	金　　額		年月日	備　　考
			宣伝車	5,559,260		H22.8.5	宣伝車1台
8	0	0	この頁の小計	5,559,260			
9	0	0	合計	5,559,260			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
　　(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☐ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 30 年 3 月 30 日

政治団体の名称　**日本共産党千葉県委員会**

会計責任者の氏名　**松田　義明**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要